

ヘルパーステーション 1up 運営規程

(指定訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社 1up が開設するヘルパーステーション 1up(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 ヘルパーステーション 1up
- (2)所在地 茨城県那珂市菅谷 868 番地 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)サービス提供責任者 2名
サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。
- (3)訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 以上
訪問介護員等は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月30日から1月3日まで)及びお盆(8月13日から8月15日まで)を除く。
- (2)営 業 時 間 午前8時から午後6時までとする。
ただし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1)身体介護
 - ① 排泄・食事介助
 - ② 清拭・入浴、身体整容
 - ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
 - ④ 起床及び就寝介助
 - ⑤ 服薬介助

⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2)生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

(3)通院等乗降介助

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費(移動に要する実費)の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、往復 15 km以上 300 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、那珂市、水戸市、東海村、常陸大宮市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)責任者の選定(責任者 高畠由利子)
- (2)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年2回)
- (3)虐待等に対する相談窓口の設置
- (4)その他の虐待防止のための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、感染症(及び食中毒)の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、
従業者に対する結果の周知の徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者等に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2)継続研修 年 12 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 1up と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。